

平針一丁目第2町内会 会則

第1条(目的) 平針一丁目第2町内会居住者の親睦・連携を図ることを目的とする。

第2条(名称及び事務所) 本会は平針一丁目第2町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第3条(組織) 本会の会員は平針一丁目第2町内会居住者とする。

第4条(事業) 本会は防犯・火災予防・清掃。子供及び老人対策。親睦・連携その他会員より提起された諸事項につき、協議の上実施するものとする。

第5条(役員) 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名(欠員も可)
3. 会計 1名(欠員も可)
4. 監査 2名(会長選出グループ以外から各1名)
5. 組長 各組毎に1名。

第6条(役員を選出・任期)

1. 会長は役員会に於いて新旧組長の推薦に依り決定する。
2. 副会長・会計は会長の推薦指名に依り決定する。
3. 監査は組長の互選に依り選出する。
4. 組長は組内の事情に応じ選出する。
5. 会長の任期は2年とする 但し、再任を妨げない。
6. 補充選任された役員の任期は前任者の残存任期とする。
7. 副会長・会計・監査・組長の任期は1年とする。
8. 会長の選出については町内を3グループに分け、グループで会長候補を選出し、役員会に於いて決定する。

① グループ 1組 戸建 4組 三旺マンション第5原 7組^ハ-グループデニス・グリーンハイムファミリー
12組^サ-コンフォート

② グループ 2組 戸建 5組 戸建 8組^オ-クス平針 9組^ア-ハートビルズ 飛鳥

③ グループ 3組 三旺マンション第2原 6組 三旺マンション第7原 10組 戸建 13組^ダ-イパレス原

第7条(総会=役員会)

1. 総会は役員会を以って是に充当する
2. 役員会は年度始め。年度末及び必要に応じ会長が召集する。
3. 役員会は町内会の行事・運営に関する事項を協議・決定する。
4. 役員会の決定事項は回覧し、会員に通知しなければならない。
5. 会則の改正は役員会の過半数を以って改正することができる。

第8条(会費) 会費は月額200円とする(内訳=学区費150円。町費50円)

1. 会費は年度始めに一年度分を一括納入する。但し年度途中転出予定の会員は居住の月数分を、また、途中転入会員は転入月以降の月数分とするも可。
2. 納入された会費は途中転出の場合、申し出があれば返却する。

第9条(経費) 本会の経費は会費その他の収入を以って充てる。

第10条(慶・弔) 会員に不幸の有った時、香典 金5,000円を贈る。

第11条(会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)この会則は平成12年4月1日から施行する。

この会則は平成26年3月23日一部改正する。(第8条2項)